

議案第 15 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

大阪府国民健康保険運営方針を踏まえ、本市の国民健康保険料の賦課割合を変更し、及び賦課限度額について国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)の基準を引用する旨の規定に改めるとともに、同令の一部改正に伴い、国民健康保険料の軽減判定所得基準額に関する規定の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「100分の33.4」を「100分の33.5」に改め、同項第3号ア中「100分の20.8」を「100分の20.7」に改める。

第15条の6中「540,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額」に改める。

第15条の6の5第1項第1号中「100分の45.8」を「100分の46.0」に改め、同項第3号ア中「100分の20.8」を「100分の20.6」に改める。

第15条の6の10中「190,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額」に改める。

第15条の11第1項第1号中「100分の45.4」を「100分の44.9」に改め、同項第2号中「100分の54.6」を「100分の55.1」に改める

第15条の12中「160,000円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額」に改める。

第19条第1項中「540,000円」を「第15条の6の額」に改め、同項第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第3項中「540,000円」を「第15条の6の額」に、「190,000円」を「第15条の6の10の額」に改め、同条第4項中「540,000円」を「第15条の6の額」に、「160,000円」を「第15条の12の額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽曳野市国民健康保険条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の <u>100 分の 33.5</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者等を勘案して算定した数の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の <u>100 分の 20.7</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 15 条の 2～第 15 条の 5 の 2 省略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第 15 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の <u>100 分の 33.4</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者等を勘案して算定した数の数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の <u>100 分の 20.8</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第 15 条の 2～第 15 条の 5 の 2 省略 (基礎賦課限度額)</p> <p>第 15 条の 6 第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 12 条の基礎賦課額</p>

と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、各年度において法第 82 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 2 項第 9 号に掲げる額を超えることができない。

第 15 条の 6 の 2～第 15 条の 6 の 4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 15 条の 6 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 46.0 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 省略

(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 20.6 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

2・3 省略

第 15 条の 6 の 6～第 15 条の 6 の 9 省略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 15 条の 6 の 10 第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び

と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。)は、540,000 円を超えることができない。

第 15 条の 6 の 2～第 15 条の 6 の 4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 15 条の 6 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 45.8 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 省略

(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 20.8 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

2・3 省略

第 15 条の 6 の 6～第 15 条の 6 の 9 省略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第 15 条の 6 の 10 第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び

第 19 条第 1 項において同じ。)は、各年度において法第 82 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号に掲げる額を超えることができない。

第 15 条の 7～第 15 条の 10 省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 15 条の 11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の 100 分の 44.9 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100 分の 55.1 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 省略

(介護納付金賦課限度額)

第 15 条の 12 第 15 条の 8 の賦課額は、各年度において法第 82 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 8 号に掲げる額を超えることができない。

第 16 条～第 18 条 省略

(保険料の減額)

第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 6 の額を超える場合には、第 15 条の 6 の額)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 280,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付

第 19 条第 1 項において同じ。)は、190,000 円を超えることができない。

第 15 条の 7～第 15 条の 10 省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 15 条の 11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の 100 分の 45.4 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100 分の 54.6 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 省略

(介護納付金賦課限度額)

第 15 条の 12 第 15 条の 8 の賦課額は、160,000 円を超えることができない。

第 16 条～第 18 条 省略

(保険料の減額)

第 19 条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 12 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 540,000 円を超える場合には、540,000 円)とする。

(1) 省略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 275,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付

義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 510,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6」と、「第 15 条の 6 の額」とあるのは「第 15 条の 6 の 10 の額」と、前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 8」と、「第 15 条の 6 の額」とあるのは「第 15 条の 12 の額」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の

義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 500,000 円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 省略

2 省略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 6 の 3 又は第 15 条の 6 の 6」と、「540,000 円」とあるのは「190,000 円」と、前項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 6 の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 12 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 8」と、「540,000 円」とあるのは「160,000 円」と、第 2 項中「第 15 条」とあるのは「第 15 条の 11」と読

<p>11) と読み替えるものとする。 以下省略</p>	<p>み替えるものとする。 以下省略</p>
----------------------------------	----------------------------